

医科奨学生に対する岐阜勤医協貸付金規定

岐阜県民主医療機関連合会
医療法人岐阜勤労者医療協会

第1条「総則」

下記に該当する岐阜勤医協奨学生（以下、奨学生）について、本人の申し出により、岐阜勤医協理事会の承認の上、貸付金規定により貸し付けるものとする。

- 1) 留年及び休学した者
- 2) 医師国家試験不合格者
- 3) その他、貸付金の必要な奨学生

第2条「貸付期間」

第1条の1)、2)、に該当する者に、それぞれ、原則として、一年以内の貸付をおこなう。
3)、に該当する者は理事会の承認を受けて決定する。

第3条「貸付額」

- 1) 留年および休学した奨学生については、奨学金月額に相当する貸付月額を限度とする。
- 2) 医師国家試験不合格の者については、貸付月額10万円を限度とする。
- 3) その他、貸付金の必要な奨学生については、貸付月額を10万円を限度として、理事会の承認を受けて決定する。

第4条「貸付条件」

- ①第1条の1)、2)に該当する者は、岐阜勤医協に医師資格取得後3年間勤務する者とする。
- ②第1条の1)、2)に該当する者は、医師資格取得後3年間の内に返済する。
- ③第1条の3)に該当する者は、契約書に返済計画を明示し、貸付期間と同じ期間の内に返済する。
- ④連帯保証人1名の保証を必要とし、契約書を交わす。

第5条「貸付金返済」

医師資格取得後、岐阜勤医協に勤務せず奨学貸与金を返済する場合は、「医学生奨学貸与金返済の手続きに関する規定」に準じて、本規定による貸付金についても返済を行う。

第6条「運営」

この規定の運営は岐阜勤医協理事会が行う。

第7条「付則」

この規定は2013年3月8日より実施し、この規定の改廃は、岐阜勤医協理事会が行う。